

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第160号

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市女性総合センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分中

「 <table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="text-align: right;">円 300</td></tr><tr><td style="text-align: right;">1,900</td></tr></table> 」	円 300	1,900	を	「 <table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="text-align: right;">円 400</td></tr><tr><td style="text-align: right;">2,200</td></tr></table> 」	円 400	2,200	に,
円 300							
1,900							
円 400							
2,200							

譜 面 台	指 揮 者 用	1 台	300	を
	奏 者 用		100	
指 揮 台			700	
め く り 台			200	
仮 設 舞 台			600	

譜 面 台	指 揮 者 用	1 台	400	に,
	奏 者 用		100	
指 揮 台			800	
演 台			400	
司 会 台			300	

め	く	り	台	300
仮	設	舞	台	700

」

「

「

200
100
400
200
1,200
6,900
1,200
1,500
3,000
600

を

300
100
500
300
1,400
8,000
1,400
1,700
3,400
700

に,

」

」

「

レコードプレーヤー	1	台	1,500
オープンテープデッキ			1,500
カセットテープデッキ			700
C D プレーヤー			700
デジタルオーディオテープデッキ			700

を

」

「

カセットテープデッキ		800
------------	--	-----

C D プ レ ー ヤ ー	1	台	800
M D プ レ ー ヤ ー			800
ポ ー タ ブ ル C D ・ M D プ レ ー ヤ ー			800
デ ジ タ ル オ ー デ ィ オ テ ー プ デ ッ キ			800

に,

」

「

舞 台 音 響 セ ッ ト	一	式	3,500
音 響 セ ッ ト			2,300
録 音 セ ッ ト			3,500
録 画 用 録 音 設 備	1	チャンネル	1,500

を

」

「

舞 台 音 響 セ ッ ト	一	式	4,000
マ イ ク セ ッ ト			2,600
録 音 セ ッ ト			4,000

に,

」

「

4,600
1,800

を

5,300
2,000

に,

」

」

「

ス ク リ ー ン	1	張	り	2,300
-----------	---	---	---	-------

を

」

「

スクリーン	イベントホール用	1 張 り	2,600
	会議室用		1,000

に,

「

「

1 台	1,200
	1,200

を

1 台	1,400
	1,400

に,

」

」

「

ビデオプロジェクター	一 式	4,700
------------	-----	-------

を

」

「

ビデオプロジェクター	一 式	5,400
データプロジェクター		5,400

に,

」

「

ビデオテープデッキ	1 台	1,200
レーザーディスクプレーヤー		1,200
大型テレビ		2,300
テレビ館内放送装置	一 式	10,500

を

」

「

ビデオテープデッキ	一 式	1,400
DVDプレーヤー		1,400
大型テレビ		2,600

に,

」

「

ビデオムービー	1	台	1,100
テレビカメラ			3,200
撮影セット	一	式	5,300
編集セット			5,300

を

」

「

編集セット	一	式	6,000
-------	---	---	-------

に,

」

「

400
300
2,300

を

「

500
400
2,600

に,

」

」

「

1	列	1,200
		1,200

を

「

1	列	1,400
		1,400

に,

」

」

「

臨時照明設備	1	キロワット	200
A	一	式	2,300
B			6,900

を

」

「

臨時照明設備	1キロワット	300
カラーフィルター	一式	300
Aセット		2,600
Bセット		8,000

に、

」

「

「

17,300
2,100
200
600

を

19,000
2,400
300
700

に、「1,300」を「1,500」に、

」

」

「

審判台	1台につき1日	100
得点板		100
電光式得点表示板	1基につき1日	2,200
30秒計	1対につき1日	1,100
長机	1脚につき1日	100

を

」

「

得点板	1台につき1日	100
長机	1脚につき1日	100

に、

」

「

ワードプロセッサ	1台	200
----------	----	-----

焼	成	窯	1	基	1,200	
茶	道	具	一	式	2,400	
展	示	パ	ネ	ル	1枚につき1日	500

を

」

「

茶	道	具	一	式	2,700	
展	示	パ	ネ	ル	1枚につき1日	600
案	内	板	1	台	300	

に，

」

「

5,300
3,200

を

「

6,000
3,700

に改め，同表備考3中「，

」

」

音響セット」及び「撮影セット及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については，なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)